官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三）　一
〔規　則〕
○人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則（人事院一六―四―三〇）　二
〔法規的告示〕
○治療と就業の両立支援指針（厚生労働二八）　三
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（同二九）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同三〇）　八
〔その他告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する件（法務一三）　一五
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学九）　一九
○文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同一〇）　二三
○登録有形文化財の名称を変更する件（同一一）　二四
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（同一二）　三〇
○船舶気象通報規程等の一部を改正する告示（海上保安庁六）　三三
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会裁決関係　四七
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　四七
会社その他
会社決算公告　四八

省令

○厚生労働省令第十三号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十七条第一項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（権限の委任） **第十五条**　法第三十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 一　（略） 二　法第二十七条の三第四項に規定する厚生労働大臣の権限 三～七　（略） 2　前項（第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十三条第一項、第三十四条第一項並びに第三十五条に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。 3　（略）	（権限の委任） **第十五条**　法第三十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 一　（略） （新設） 二～六　（略） 2　前項（第二号に係る部分を除く。）の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十三条第一項、第三十四条第一項並びに第三十五条に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。 3　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。